

第27-(1)号様式

平成 27 年 5 月 27 日		新宿		税務署長殿	
納税地		東京都新宿区西新宿1-1-1			
		〒160-0010 (電話番号 - - )			
名称又は屋号		(フリガナ) エプソンデンシカプシキカイシャ (サンプル) エプソン電子株式会社 (サンプル)			
代表者氏名又は氏名		(フリガナ) エプソントロウ エプソン太郎 (印)			
経理担当者氏名					

※ 税務署 処理 欄	一連番号				翌年以降送付不要	<input type="checkbox"/>		
	申告年月日	平成		年		月		日
	申告区分	指導等	庁指定	局指定				
	通信日付印	確認印	省略年月日					
	年 月 日	年 月 日						
	指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3			
	平成							

自 平成 27 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方

至 平成 28 年 3 月 31 日

消費税の(確定)申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日  
 の場合の  
 対象期間 至 平成 年 月 日）

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	1 5 4 4 2 7 5 0 0 0 03	
消費税額	②	7 7 9 5 6 7 6 7 06	
控除過大調整税額	③	07	
控除税額	控除対象仕入税額	④	4 3 6 8 2 5 9 2 08
	返還等対価に係る税額	⑤	5 7 3 6 1 2 4 09
	貸倒れに係る税額	⑥	10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	4 9 4 1 8 7 1 6
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	13	
差引税額(②+③-⑦)	⑨	2 8 5 3 8 0 0 0 15	
中間納付税額	⑩	0 0 16	
納付税額(⑨-⑩)	⑪	2 8 5 3 8 0 0 0 17	
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	0 0 18	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	0 0 20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	1 4 5 3 2 2 6 7 1 1 21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	1 4 5 3 7 5 3 4 3 5 22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	2 8 5 3 8 0 0 0 52
譲渡割額	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	7 0 3 5 4 0 0 54
中間納付譲渡割額		㉑	0 0 55
納付譲渡割額(㉑-㉒)		㉒	7 0 3 5 4 0 0 56
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)		㉓	0 0 57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0 59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3 5 5 7 3 4 0 0 60	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
参考事項	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
基準期間の課税売上高						円
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	840,546千円	33,621,840円			
③の内訳	6.3%分	703,729千円	44,334,927円			
⑬又は⑯の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分	33,532,291円				
6.3%分	-4,994,240円					
還す付るを金融機関等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(印)					
	(電話番号 - - )					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (11) + (22) - (8) + (12) + (19) + (23) ・修正申告の場合㉖ = (14) + (25)  
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表  
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

（経過措置対象課税資産の  
譲渡等を含む課税期間用）

一 般

課 税 期 間		27・4・1～28・3・31	氏名又は名称	エプソン電子株式会社（サンプル）	
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課 税 標 準 額	①	円 000	円 840,546,000	円 703,729,000	円 ※申告書の①欄へ 1,544,275,000
消 費 税 額	②		33,621,840	44,334,927	※申告書の②欄へ 77,956,767
控 除 過 大 額 調 整 税 額	③	(付表2-(2)の①・②A欄の合計金額)	(付表2-(2)の①・②B欄の合計金額)	(付表2-(2)の①・②C欄の合計金額)	※申告書の③欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	(付表2-(2)の③A欄の金額)	(付表2-(2)の③B欄の金額) 89,549	(付表2-(2)の③C欄の金額) 43,593,043	※申告書の④欄へ 43,682,592
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額			5,736,124	※申告書の⑤欄へ 5,736,124
	貸 倒 れ に 係 る 税 額				※申告書の⑥欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)		89,549	49,329,167	※申告書の⑦欄へ 49,418,716
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ 4,994,240	4,994,240
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ 33,532,291	※⑨C欄へ	33,532,291
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は申告書⑩欄へ ※プラスの場合は申告書⑩欄へ 28,538,051
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額) 4,994,240	4,994,240
	差 引 税 額		(⑨B欄の金額) 33,532,291	(⑨C欄の金額)	33,532,291
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑩-⑪)	⑬				※マイナスの場合は申告書⑬欄へ ※プラスの場合は申告書⑬欄へ 28,538,051
譲 渡 割 額	還 付 額		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63) 1,347,652	1,347,652
	納 税 額		(⑩B欄×25/100) 8,383,072	(⑩C欄×17/63)	8,383,072
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は申告書⑯欄へ ※プラスの場合は申告書⑯欄へ 7,035,420

付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一 般

		課税期間	27・4・1～28・3・31	氏名又は名称	エプソン電子株式会社 (サンプル)	
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
	課税売上額 (税抜き) ①	円	円 840,546,862	円 612,679,849	円 1,453,226,711	
	免税売上額 ②					
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				※申告書の⑮欄へ 1,453,226,711	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				1,453,226,711	
	非課税売上額 ⑥				526,724	
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※申告書の⑯欄へ 1,453,753,435	
課税売上割合 (④ / ⑦)					[ 99.96% ] ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) ⑧			2,350,662	747,309,304	749,659,966	
課税仕入れに係る消費税額 ⑨		(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/105) 89,549	(⑧C欄×6.3/108) 43,593,043	43,682,592	
課税貨物に係る消費税額 ⑩						
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪						
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪) ⑫			89,549	43,593,043	43,682,592	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額) ⑬						
課税5億円超又は 課税売上高が 95%未満の場合 個別対応方式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑭		89,549	43,593,043	43,682,592	
	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑮					
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [(⑭+(⑮×④/⑦))] ⑯		89,549	43,593,043	43,682,592	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑫×④/⑦) ⑰					
控除の 税調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱					
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲					
差 引	控除対象仕入税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲] がプラスの時 ⑳	※付表1の④A欄へ	※付表1の④B欄へ 89,549	※付表1の④C欄へ 43,593,043	43,682,592	
	控除過大調整税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲] がマイナスの時 ㉑	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		
貸倒回収に係る消費税額 ㉒		※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。